

【フランス】議会の政府監視機能を強化する法律の制定

海外立法情報課・服部 有希

* 2011年2月3日に、政府活動の監視と公共政策の評価に関する議会の権限拡大を目的とする法律が成立した。これは、各議院に設置される常設の機関に、新たな調査権限を付与するものであり、2008年の憲法改正に代表される一連の議会改革の延長線上に位置づけられる。

立法の背景

1958年に始まる現在のフランス第5共和制では、広範な大統領権限に比べ、議会の権限は相対的に抑制されている。これは、第3・第4共和政下において、議会の強力な権限が、長期にわたり不安定な政局をもたらしたことに對する反省に基づいている。しかし、近年、議会の役割の見直しが進み、行政監視機能が強化されつつある。4か条からなる「政府活動の監視及び公共政策の評価に関する議会機能の強化を目的とする2011年2月3日の法律第2011-140号」も、一連の議会改革の延長線上にある。

この法律の前提となった改革は、2つある。まず、1958年のオルドナンス(注1)に基づき、政府活動等に関する情報収集を目的として、6か月の活動期限を定めて上下両院それぞれに設置できる「調査委員会 (comité d'enquête)」に対し、1977年のオルドナンス改正で、偽証や証言拒否に刑罰を科すことができる強制調査権が付与された。

次に、議会改革が大きな柱の1つであった2008年の憲法改正(注2)により、憲法第24条第1項が新設され、議会の任務として「政府活動の監視」と「公共政策の評価」が明記された。これを受け、2009年に、「下院公共政策評価・監督委員会 (comité d'évaluation et de contrôle des politiques publiques)」や、「地方公共団体及び地方分権化に関する上院委員会 (délégation sénatoriale aux collectivités territoriales et à la décentralisation)」などといった常設の機関が設置された。

今回の法律の主な目的は、こうした政府活動の監視と公共政策の評価を任務とする各議院の常設の機関等に対し、調査委員会と同様の権限を付与することにある。

各議院の常設調査機関への権限付与(第1条)

第1条は、前述のオルドナンスの第5条の3を改正し、調査委員会の権限を規定する同オルドナンス第6条を、各議院の常設機関にも準用する。これにより、常設機関は、調査委員会と同様の権限を行使することができるようになる。対象となる機関は、議会権限の過度の拡大を避けるため、次の条件すべてに該当するものに限定された。

- ・ 政府活動の監視と公共政策の評価を目的とする常設の機関
 - ・ 上院又は下院のいずれか一方に設置される機関 (両院合同の機関は除く。)
 - ・ 単独の常任委員会の所管の範囲を超える分野について、調査を実施する機関
- 付与される権限は、次のようなものである。

- ①公共機関からあらゆる文書の送付を受けること(ただし、機密事項、国防、外交、国内外の治安、及び司法機関の専権事項に関する情報は除く。)
- ②調査を実施する常設機関が必要と判断した者すべてに対し、証人喚問を行うこと
- ③出頭拒否や偽証等に対して、刑罰を科すこと。出頭拒否、宣誓拒否及び文書の提出拒否に対しては、禁固 2 年及び罰金 7,500 ユーロが科せられる。さらに、裁判所は、刑法典第 131-26 条に定める選挙権や被選挙権等の公民権のすべて又は一部の停止を宣言することができる。また、刑法典第 434-13 条、434-14 条、434-15 条の規定により、偽証には禁固 5 年及び罰金 75,000 ユーロが、証人の買収については、買収された者に禁固 7 年及び罰金 100,000 ユーロ、買収した者に禁固 3 年及び罰金 45,000 ユーロが科せられる。

これらの権限は、1つの事項の調査につき 6 か月に限定される。これは、6 か月に限定されている調査委員会の活動期間との均衡を図るためである。

聴取された者への報告書の開示(第 2 条)

第 2 条は、調査委員会に関連する規定である。前述のオルドナンス第 6 条に規定を追加し、調査委員会の聴取を受けた者は、その報告書の内容を知ることができることとなった。聴取された者による報告書の訂正は許されないが、書面による異議の通知は許可される。ただし、その異議を報告書に反映するかは、調査委員会に委ねられる。これらの規定は、第 1 条の対象となる常設機関にも準用される。

会計検査院による調査支援(第 3 条、第 4 条)

第 3 条は、会計検査院について定める財政裁判所法典を改正し、各議院の常任委員会や第 1 条の対象となる常設機関が、公共政策の評価に際し、会計検査院の支援を受けることができることとした。また、第 4 条により、この会計検査院の役割が同法典に明記された。これは、会計検査院による議会の支援に関し、2008 年の憲法改正で新設された憲法第 47-2 条に基づくものである。

支援要請は、各議院の議長、常任委員会又は第 1 条の常設機関の提案に基づき、各議院の議長により実施される。ただし、予算執行、公共財政又は社会保障財政に関する要請は、別の法律の規定により、予算委員会等の特定の機関が実施するため、今回の法律からは除外される。会計検査院は、報告書を作成し、12 か月以内に要請元へ送付する。報告書の公表については、議長自身の提案で支援を要請した場合にあっては議長が、その他の場合にあっては、支援要請を提案した委員会又は機関が決定する。

注(インターネット情報はすべて 2011 年 3 月 25 日現在である。)

(1) Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires なおオルドナンスは、政府による委任立法で、議会の追認により法律になる。

(2) 鈴木尊紘「第 5 共和国憲法の改正」『外国の立法』237-1号, 2008.10, pp.8-9.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23701/02370104.pdf>>